

第1章 これまでの東日本大震災への対応を省みて

東北地方太平洋沖地震及び津波は、東北地方を中心として、北海道から関東までの広い範囲に甚大な被害をもたらすとともに、東電福島原発事故を引き起こし、環境中に大量の放射性物質が放出され、震災から1年3か月余も経過した現在もなお、多くの住民が避難生活を余儀なくされている。東日本大震災はまた、我が国の社会・経済に大きな打撃を与えた。本章では、第1節で震災の発生や被害の状況、これによる様々な影響（国内外の社会・経済、我が国の科学技術活動）について簡単に示すとともに、東日本大震災全体と東電福島原発事故に分けて、政府等の対応の経過を追い、その過程で明らかになった様々な問題点や教訓等について示す¹。

また、今回の震災は、科学技術に対する国民の意識にも変化をもたらした。日本が誇ってきた最先端の科学技術が自然の猛威を前にその限界を顕わにし、その意味では国民の科学技術への期待に十分に応えられなかったと言える。本章第2節では、震災後の科学技術に対する国民の意識がどのように変化したのかを意識調査結果等から考察する。その上で、震災が科学技術政策に投げかけた課題について整理する。

第1節 東日本大震災の影響と対応

1 東日本大震災の影響

(1) 東日本大震災の発生

① 東北地方太平洋沖地震及び津波の発生

平成23年3月11日14時46分に、宮城県牡鹿半島の東南東130km（三陸沖）の深さ約24kmを震源とするマグニチュード（以下、「M」という）9.0の大地震が発生し、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県37市町村で震度6強が観測された。

本地震の震源域は、南北約500km、東西約200kmの広範な領域に及び、その断層のすべり量も最大で50m以上あったと考えられている。地震動は、各地で長時間続き、福島県いわき市小名浜では震度4以上の揺れが190秒続いた。この地震により、最大で水平方向に約5.3m移動し、上下方向に約1.2mという大きな地殻変動が観測され、東北地方から関東地方の広範な地域では、地盤沈下及びが地盤の液状化が起こった。また、本地震に伴い、震源のほぼ真上の宮城県沖の海底基準点が東南東に約24m移動、約3m隆起したことが分かっている。

地震活動は、本震－余震型²で推移し、余震は、岩手県沖から茨城県沖にかけて、震源域に対応する長さ約500km、幅約200kmの範囲に密集して発生している。最大の余震は、平成23年3月11日15時15分に茨城県沖で発生したM7.6であり、M5.0以上の余震は平成24年3月31日までに661回観測されている。この余震活動に加えて、平成23年3月12日3時59分に長野県・新潟県県境付近（M6.7）、3月15日22時31分に静岡県東部（M6.4）で最大震度6強を観測する地震が発生するなど、余震域の外側でも地震活動が高まった。

今回の地震は、太平洋プレート（海洋プレート）と北米プレート（大陸プレート）との境界（断

1 本書では、特記がない限り、平成23年度末の状況及び対応について述べている。

2 最初の大きな地震（本震）発生後に、最初より小さな地震（余震）が引き続き起こるような地震活動のパターン

層)で発生した海溝型地震¹であったが、今回は、深いプレート境界がずれ動いただけではなく、深いプレート境界と浅いプレート境界が同時に大きくずれ動いた。このため、これまでの想定をはるかに超える規模の津波が引き起こされることとなった。

気象庁は、地震発生から3分後、岩手県、宮城県、福島県の沿岸に津波警報（大津波）を、北海道から九州にかけての太平洋沿岸と小笠原諸島に津波警報（津波）と津波注意報を発表した。その後、気象庁は、津波警報・津波注意報の範囲を拡大する続報を順次発表し、3月12日未明には日本の全ての沿岸に対して津波警報、津波注意報を発表した。津波の高さ²は、福島県相馬で9.3m以上、宮城県石巻市鮎川で8.6m以上が観測されたほか、東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心に、北海道から沖縄にかけて、津波が広い範囲で観測された。土木学会が中心となって組織された「東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループ」によると、岩手県内で、国内観測史上最大規模となる40m以上の遡上³が確認されている。国土地理院は、本津波による浸水範囲の面積（概略値）は、561km²（山手線内側の面積の約9倍）になったと公表した。

この地震及び津波は、東北地方を中心に、深刻な人的及び物的被害を与えるとともに、東電福島原発事故を引き起こした。

② 東京電力福島原子力発電所事故の発生

東北地方太平洋沖地震の発生により、東電福島第一原発で運転中であった1～3号機の原子炉は自動停止するとともに、全ての外部電源を喪失した。非常用発電機も津波の影響により停止し、全交流電源を喪失した。その後、1～3号機は原子炉の冷却機能を失い、炉心熔融⁴や水素爆発に至り、大量の放射性物質を環境中に放出することとなった（以下、東電福島原発事故により放出された放射性物質を「事故由来放射性物質」という）。なお、東電福島第二原発については、外部電源の喪失を免れたことにより、平成23年3月15日には、1～4号機全てが冷温停止状態となった。

東電福島第一原発事故により、大量の事故由来放射性物質の放出に伴う周辺住民への避難指示、食品の出荷・摂取制限等が出された。また、日本各地で風評被害等も引き起こされた。このほか、東京電力管内の電力不足に伴う計画停電、電力使用制限等も行われた。

このように、東日本大震災は、東北地方太平洋沖地震及び津波の発生、そして東電福島原発事故の発生という、複数の災害がほぼ同時に発生する複合的な災害となり、我が国はこれまで経験したことのない多くの難題に同時に向き合わねばならなくなった。

(2) 被害状況

① 人的被害及び建物被害

東北地方太平洋沖地震及び津波により、東北地方を中心に大きな人的被害及び建物被害が引き起こされ、その規模は、死者15,854人、行方不明者3,089人、全壊家屋129,431戸⁵（平成24年3月28日現在）に上った。また、地震及び津波による甚大な被害や事故由来放射性物質の影響等

1 陸プレートが海洋プレートに引きずり込まれることにより、プレートの境界にひずみが蓄積し、これが限界に達すると、プレート境界が急激にずれて、海溝に近いところで地震が発生する。これら海溝に近いところで発生する地震を海溝型地震という。

2 津波がない場合の潮位（平常潮位）から、津波によって海面が上昇したその高さの差をいう。

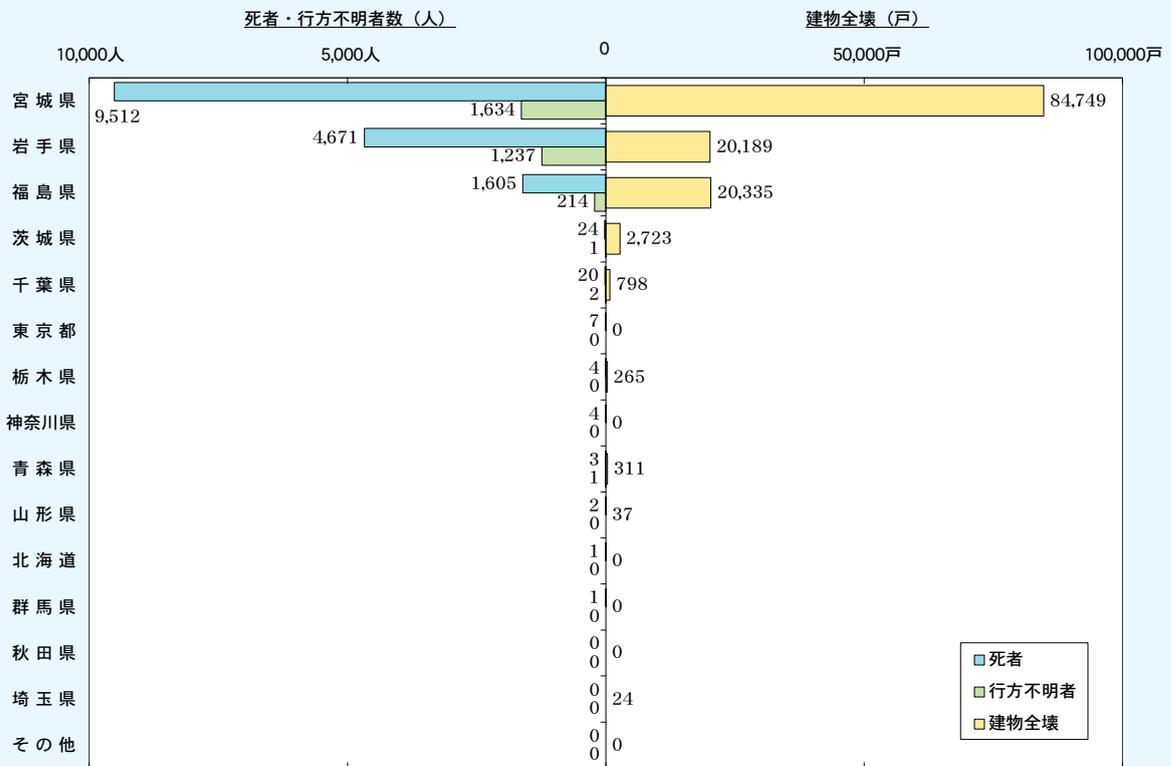
3 海岸から内陸へ津波がかけ上がる高さをいう。

4 原子炉の炉心冷却が不十分な状態が続き、あるいは炉心の異常な出力上昇により、炉心温度が上昇し、熔融に至る事故

5 警察庁調べ

により、避難者等の数は、全国で344,345人（平成24年3月22日現在）¹に上っている（第1-1-1図）。そのうち避難指示が出されている福島県では、福島県内への避難者数約9.8万人、福島県外への避難者数約6.3万人の合計約16.1万人に上っている²。

第1-1-1図／東日本大震災の人的被害及び建物被害（平成24年3月28日現在）



資料：警察庁ウェブサイトのデータを基に文部科学省作成

② ライフラインの被害

ライフラインも壊滅的な影響を受けた。地震による変電所の倒壊等により、地震発生直後、東北電力管内で約466万戸、東京電力管内で約405万戸が停電した。東京電力では、東電福島原発事故による電力供給力の減少に伴う緊急措置として、平成23年3月14日より、東京電力管内の1都8県で計画停電を行った。その結果、首都圏の鉄道の大半の路線の運休又は運行本数の削減、工場等の操業停止や短縮など、国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼした。その後、国民や産業界の節電への協力により、東京電力は、4月8日に、計画停電を「実施が原則」から「不実施が原則」とする旨、発表した。しかし、その後も、「夏期の電力需給対策について」（平成23年5月13日電力需給緊急対策本部）に基づき、東京電力及び東北電力管内全域での電力需要を15%抑制する等、国民・産業界が一丸となり節電に取り組むこととなった。

ガスは、16事業者約46万戸で供給停止となった。また上水道では、余震による被害も含めて19都道県で累計約230万戸が断水し、下水道では140市町村等の下水管66,208kmのうち、1,140kmが被害を受けた。

¹ 復興庁調べ

² 福島県発表「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第523報）」及び福島県発表「応急仮設住宅・借上げ住宅・公営住宅の進捗状況（東日本大震災）」（平成24年2月23日18時現在）より作成。なお、親類宅等への避難した自主避難者は含まれない。

情報通信インフラの被害も、広範囲にわたり、通信ビル内の設備の倒壊・水没・流失、地下ケーブルや管路等の断裂・損壊、電柱の倒壊、架空ケーブルの損壊、携帯電話基地局の倒壊・流失などの被害を受け、アクセス回線では約190万回線が、携帯電話・PHS基地局では、約2万9千局が機能停止した。また、震災時に、安否確認等のために、利用者からの発信が急増したため、輻輳状態¹が発生し、固定電話で最大80～90%、携帯電話で最大70～95%の規制が実施され、音声通信が困難な事態となった。このほか、防災行政無線²は、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の太平洋沿岸の37市町村のうち、35市町村で整備されていたが、装置の倒壊・破損等により11市町村で利用できなくなった³。

③ 交通インフラの被害

交通網への影響も大きかった。道路では、最大で高速道路15路線、直轄国道69区間、都道府県等管理国道102区間、県道等540区間が被災により通行止めとなった。鉄道では、例えば、東北新幹線、JR東日本の在来線では、電化柱、架線、軌道、駅舎、変電設備等について、それぞれ約1,200か所、約4,400か所で被害を受け⁴、6路線の新幹線をはじめ42社177路線の運行が停止した。また、首都圏全域の鉄道・地下鉄各線も地震直後から運行を停止した。空港については、仙台、花巻、福島、茨城の4空港で被害を受けた。このうち、仙台空港は、津波による滑走路等へのがれきの漂着等のため、しばらく運用できなくなった。港湾については、青森県八戸市から茨城県に至る国際拠点港湾及び重要港湾の14港において、各港湾の防波堤、岸壁、荷役機械等が多くの被害を受け、港湾機能が一時停止した。

(3) 国内外の社会・経済への影響

① 我が国の社会・経済への影響の概況

前述のとおり、東日本大震災は、被害規模が甚大であることに加えて、被災地域以外においても、電力供給制約、サプライチェーンの寸断、食品の出荷制限、風評被害等により、生産活動の低下や消費者マインドの悪化等を生み、我が国の社会・経済に多大な影響を与えた。内閣府が平成23年6月24日に発表した経済的被害の推計値では、東電福島原発事故による被害を除いても、16.9兆円と言われている。

震災の影響により、回復傾向にあった我が国の実質GDPも、平成23年1月～3月期及び4月～6月期は2期連続で前期比マイナスに転じることとなった。

なお、東電福島原発事故の影響もあり、全国の商業用発電用原子炉の定期検査後の運転再開が困難な状況にあり、火力発電等によって不足分を補っているが、今後の電力需給の逼迫^{ひっばく}及びそれに伴う電気料金の値上げ、生産活動の縮小等、我が国の社会・経済への影響が予想される。

② 農林水産業への影響

東北地方太平洋沖地震及び津波による東北地方を中心とする広範囲の被害や、放射性物質の検出に伴う多くの食品の出荷制限、食に関する風評被害、日本産食品に対する輸入規制等により、我が国の農林水産業は大きな被害を受けた。特に被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の沿岸部

1 電話やインターネットなどの回線において、通信量の大幅な増加によりつながりにくくなる状態

2 都道府県と市町村、防災関係機関等との間を結ぶ通信網で、防災情報の収集・伝達を行うネットワーク

3 消防庁が、被災3県の太平洋沿岸市町村のうち、防災行政無線が整備されていた35市町村に、東日本大震災における市町村防災無線の利用状況を調査し、東電福島原発事故関係で回答できなかった8市町村を除く27市町村からの回答結果

4 平成23年3月11日に発生した本震による影響のみ

は、農業、漁業が盛んであったため、今回の震災による被害はとりわけ大きなものとなった。

地震及び津波に伴う農林水産関係の被害は、水産関係では、漁船や漁港施設等で1兆2,637億円、農地・農業用施設等で8,841億円、林野関係で2,155億円など、合計2兆4,268億円に上った（平成24年3月5日現在）。

また、東電福島原発事故発生後、厚生労働省が平成23年3月17日に定めた暫定規制値を上回る放射性物質が食品から検出されたため、3月21日以降、原子力災害対策本部より、関係県知事に対して、野菜類、お茶等の農産物、コウナゴ等の水産物等の出荷等を制限するよう指示が出された。また、原子力災害対策本部により、福島県の一部地域における稲の作付制限の指示が出されたり、汚染された稲わらを飼料としたことが原因で、一部の牛肉からも暫定規制値を超える放射性物質が検出されたりといった事態も発生した。このほか、海外でも本事故を受けて、日本の農産物の輸入を全て停止したり、仮に受け入れるとしても、政府作成の放射性物質の検査証明書の提出を求めたりする等の対応が、現在も多くの国でとられている（平成24年3月31日現在）。

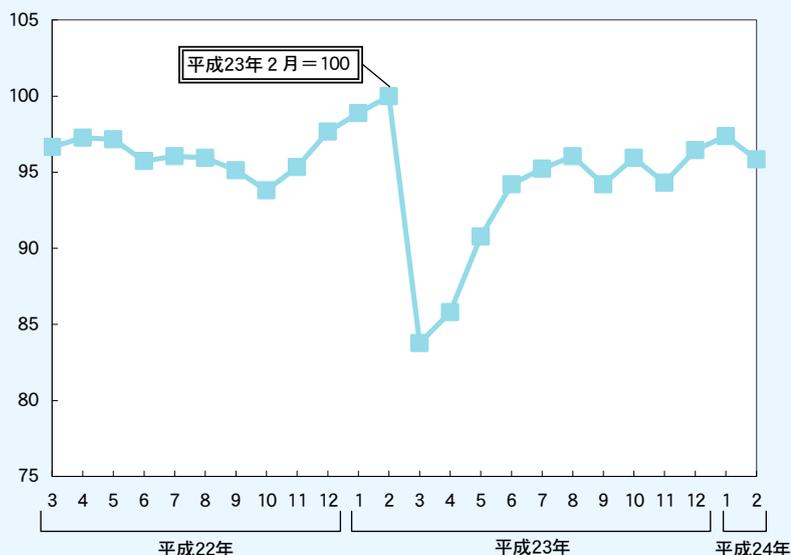
③ 製造業への影響

東北地方太平洋沖地震及び津波による社会インフラ、部品供給を行う工場等への甚大な被害等により、サプライチェーンの重要な役割を担う部材を供給していた地域企業の活動に支障を来し、国内外の多くの企業に影響を及ぼした。また、東京電力による計画停電やその後の電力使用制限も、我が国の製造業に多大な影響を与えた。その結果、製造業の生産活動状況を示す鉱工業生産指数（季節調節済み）は、震災発生後の平成23年3月、4月は、その震災発生前の2月と比較してそれぞれ16.2%減、14.2%減と、大幅な落ち込みを見せた（第1-1-2図）。

自動車産業を例に見てみると、部品を含めた自動車産業全体としては、タイヤ・ゴム製品等、電子部品、通信機器・同関連機器等など、一部の部品で東北依存度が高かったものもあり、サプライチェーンへの影響があったといえ、震災直後の平成23年4月には、四輪車生産実績が、対前年比60%も減少した¹。その影響は、国内だけではなく、米国をはじめとする海外の自動車生産にも影響を及ぼすこととなった。

1 一般社団法人自動車工業会・公表統計より算出

第1-1-2図／鉬工業生産指数（季節調節済み）の推移



資料：鉬工業指数（経済産業省）を基に文部科学省作成

④ 観光業への影響

観光業についても、被害が大きかった被災地域だけではなく、風評被害等により我が国全体に大きな影響を及ぼした。

訪日外客数では、震災があった平成23年3月から12月までの全月で、前年同月と比して10%以上の減少、特に4月は62.5%の減少となった¹。被災三県（岩手県、宮城県、福島県）における実宿泊者数では、少しずつ回復してきてはいるものの、震災直後は、様々な活動の自粛等により大きく落ち込んだ²。

（4）我が国の科学技術活動への影響

東日本大震災は、我が国の科学技術活動にも甚大な被害を与えた。

震災により、東北地方、関東地方の大学、研究開発法人、国立研究所（177大学、34独立行政法人・国立試験研究機関）の研究施設・設備が損傷し、多くの機関で深刻な影響を受けた。具体的には、建物損壊、外傷破損、配管破損、内壁崩壊、施設周辺の地盤沈下、最先端研究機器の破損等が起こった。これらの施設・設備の復旧を支援するため、平成23年度補正予算において、国立大学法人等³に916億円（施設：375億円（21法人）、設備：541億円（26法人））⁴、研究開発法人⁵に275億円（20法人）を計上した⁶。

また、ライフライン（電気、ガス、水道）の一部断絶が生じ、環境復旧に相当な時間を要する機関もあった。このほか、計画停電や節電対応により研究施設の運転を縮小せざるを得ない等、研究開発に影響を与えた。

¹ 日本政府観光局（JNTO）を基に文部科学省で算出

² 宿泊旅行統計調査報告（観光庁）を基に文部科学省で算出

³ 国立大学法人、大学共同利用機関法人、及び国立高等専門学校機構を指す。

⁴ 研究施設・設備以外の施設・設備を含む。

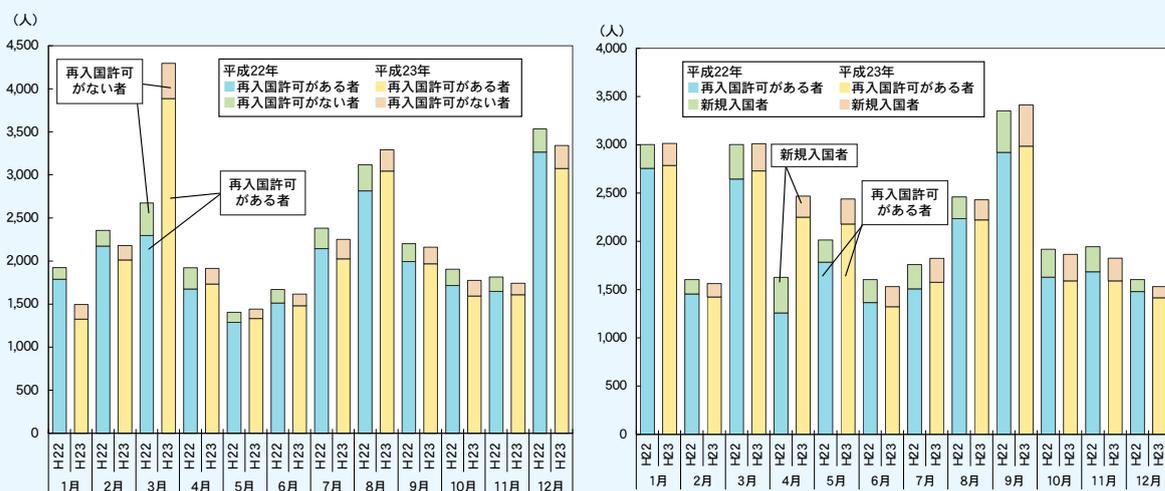
⁵ 「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成20年6月11日法律第63号）に定める研究開発法人の施設整備費補助金計上分より算出。

⁶ 平成24年度当初予算にも東日本大震災からの復旧に係る経費の一部を計上している。

こうした状況を受けて、大学、研究開発法人では、被災した研究者に対して、研究施設の提供、研究機器の貸与等の各種研究開発支援が行われている。また、海外機関においても、研究者、学生の受入れ等の支援が、オーストラリアやドイツ等で行われた。

東日本大震災は研究施設・設備に甚大な被害を与えた一方、外国人研究関連者への影響については、震災直後、各国の在日大使館による自国民への帰国の推進等の動きもあり、出国者数が多かったものの、数か月後には例年並みとなった(第1-1-3図)。平成23年3月の出国者数を見ると、前年同月と比較して1,621人増(61%増)で、そのほとんどが、再入国許可がある者¹であった。しかし、4月以降の出国者数は例年並みとなった。一方、入国者数を見ると、平成23年3月及び6月以降は例年並みとなっているものの、平成23年4、5月の入国者数は、前年同月と比較してそれぞれ843人増(52%増)、424人増(21%)となった。平成23年4、5月の入国者のほとんどが、再入国許可がある者であることから、一時的に出国して、1、2か月後に再入国するという場合が多かったことが分かる。

第1-1-3図／外国人研究関連者の出入国状況(左：出国状況、右：入国状況)



注：科学技術政策研究所が、法務省「出入国管理統計統計表」のうち、在留資格が「教授」と「研究」を抽出して集計(法務省「登録外国人統計統計表2010年」によると、「教授」、「研究」の活動に従事している外国人研究関連者は、それぞれ8,050人、2,266人であった)。

資料：科学技術政策研究所「科学技術指標2011」を基に文部科学省作成

2 東日本大震災への対応と諸課題

(1) 東日本大震災全体への対応と課題

① 政府の対応

東北地方太平洋沖地震発生後、政府は、直ちに内閣総理大臣を本部長とする「緊急災害対策本部」を設置し、政府が一体となって震災に対応するための体制を整備した²。被災者生活支援体制の強化のため、平成23年3月17日には、緊急災害対策本部の下に「被災者生活支援特別対策本部」を設置し、地方公共団体で処理が困難な課題の把握、対処方針の取りまとめ等を行った。

政府は、引き続き、復旧、被災者支援等の対策に努めるとともに、復興に向けた指針を策定す

¹ 我が国に在留する外国人在留期間の満了の日以前に再び入国する意図をもって出国しようとする場合に、法務大臣に申請を行い、許可を得た者をいう。

² 東京電力福島原子力発電所事故への対応については、本項「(2) 東京電力福島原子力発電所事故への対応と課題」で示す。

るため、4月11日に「東日本大震災復興構想会議」を設置した。同会議では、6月25日に「復興への提言～悲惨のなかの希望～」が取りまとめられた。

6月20日には、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に進め、活力ある日本の再生を図ることを目的とする「東日本大震災復興基本法」が制定された。政府は、同法に基づき、6月24日に「東日本大震災復興対策本部」を設置するとともに、7月29日に「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定した。また、同法の趣旨を踏まえ、被災地域における創意工夫を活かして行われる東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、12月7日に「東日本大震災復興特別区域法」が制定された。震災からの復興、再生に向けて政府が主体的かつ一体的に行うべき省庁横断的な取組を円滑に実施するため、12月9日に「復興庁設置法」が制定され、平成24年2月10日には復興庁が発足した。同庁には、内閣総理大臣を議長とする「復興推進会議」、復興のための施策の実施状況の調査等を行う「復興推進委員会」が設置され、復興に向けた本格的な取組を開始している。

さらに、内閣府は、内閣総理大臣を会長とする中央防災会議の下に、平成23年4月27日に「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」（以下、「専門調査会」という）を設置して、東北地方太平洋沖地震・津波の発生メカニズム及び被害の状況について調査分析を行い、今後の地震・津波対策の検討に当たった。内閣府では、同検討結果に基づき、防災基本計画¹の修正、地震・津波の想定、被害想定の見直し等を行っている。その他の省庁においても、今回の震災対応を検証するとともに、今後に向けた対応策等について議論を行っている。

政府は、東日本大震災に対する必要な財政措置を講ずるために、震災後速やかに第1次補正予算として約4兆円を計上し、その後も第4次まで補正予算を編成して、震災からの復旧・復興に向けた対策を講じた。また、平成24年度政府予算においても、特別会計法の一部を改正し、「東日本大震災復興特別会計」を創設し、東日本大震災復興経費として3兆2,500億円を計上している。

一方、今回の震災は、科学技術政策にも影響を与えた。震災の社会・経済への多大な影響を踏まえ、平成23年度からの5か年計画となる第4期科学技術基本計画（以下、「科学技術基本計画」を「基本計画」という）の見直しが行われた。同基本計画では、今回の震災の発生とその対応に関する科学技術政策の問題点等について真摯に再検討する必要があること、震災からの復興・再生に向けて、科学技術が今まで以上に貢献していくことが求められていること等の認識が示されている。

このように、我が国は、東日本大震災からの復旧、そして将来を見据えた復興・再生への取組に全力を尽くしてきている。それとともに、戦後最大の被害を生じさせた今回の大震災に対する検証を十分に行い、そこで得た教訓を今後の対応に活かしていかねばならない。

② 東日本大震災とその対応の検証から得られた課題（特に地震・津波に関して）

前項で見たとおり、M9.0の東北地方太平洋沖地震は、複数の領域を連動させた広範囲の震源域を持つ海溝型地震であり、明治以降に記録された国内の地震の中で最大規模のもので、かつ、世界的に見ても、1900年以降に観測された地震の中で4番目に大きな地震に当たる²。津波高は巨

1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第34条第1項の規定に基づき、中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画

2 1900年以降に世界で起きたM9.0以上の地震を発生年順に列挙すると、1952年のカムチャッカ地震（M9.0）、1960年のチリ地震（M9.5）、1964年のアラスカ地震（M9.2）、2004年のスマトラ地震（M9.1）、2011年の東北地方太平洋沖地震（M9.0）となる。

大なものとなり、また津波の浸水域も広範囲にわたった。これによる被害も深刻かつ広範囲に及んでいる。

なぜ、我が国は、このような巨大な地震・津波をあらかじめ想定し、これによる甚大な被害を防ぐことができなかつたのか。中央防災会議や地震調査研究推進本部¹、気象庁など政府における議論を踏まえ、今回の震災の検証から浮かび上がる様々な問題点を整理する。

(i) 地震・防災に関わる分野に提起した課題として政府レベルで検討されているもの

a) 今回の地震・津波による被害の検証から明らかになった様々な問題点
(科学技術面での問題点)

甚大な人的・物的被害をもたらした今回の震災の検証から明らかになった科学技術面での問題点としては、以下で具体的に述べるとおり、従前の地震・津波の想定手法に限界があったことが挙げられる。

まず、中央防災会議の専門調査会報告²においては、

- ・従前の想定手法では、我が国の過去数百年間に経験してきた最大級の地震のうち切迫性の高いと考えられる地震を対象に、これまで記録されている地震と津波高等を再現することができる震源モデルを考え、これを次に起きる最大級の地震として想定していたこと
- ・その結果、過去に発生した可能性のある地震であっても、貞観三陸沖地震（869年）、慶長三陸沖地震（1611年）、延宝房総沖地震（1677年）など、震度と津波高等を再現できなかった地震は地震発生の確度が低いとみなし、想定の対象外にしてきたこと

などを反省点として指摘している。

また、当該地域においてこのクラスの地震が起こることについては、科学的な地震観測を始めて以降、日本海溝が陸域から遠いこともあり海溝沿いの地震活動について十分に捉えられていなかったこと、M9.0クラスと評価される地震が日本付近では起きていなかったことなどから、想定が十分でなかったとの問題点もある。

このように、従前の想定手法には、過去発生した可能性のある最大クラス（既往最大）の地震を十分に考慮してこなかったとの問題点に加えて、後述する巨大海溝型地震の発生メカニズムに関する基礎的知見の不足、現行の地震発生モデルの限界等の問題点もあり、その手法に限界があったと言える。

このため、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討することができず、

- ・M9.0の巨大な地震が当該地域で発生することを国として想定できなかったこと
- ・従前の地震・津波による被害想定が実際とは大きくかけ離れていたため、甚大な被害を生じさせてしまったこと

という深刻な事態に至らせてしまった（第1-1-4図）。

政府としては、これらについて重く受け止め、これまでの想定のお考え方を抜本的に改めていかなければならないと言える。

1 阪神・淡路大震災（平成7年1月）を契機として、我が国の地震調査研究を一元的に推進するため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第101号）第7条に基づき、政府の「特別の機関」（国家行政組織法第8条の3）として設置されたもの

2 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告（平成23年9月28日）